

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## 7月に保険料額をお知らせします

令和5年度の保険料については、7月に個別にお知らせします。

### 《保険料の計算方法》

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割} \\ \hline \text{【1人あたりの額】} \\ \hline \text{51,892円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割【本人の所得に応じた額】} \\ \hline \text{（令和4年中の所得－最大43万円）} \\ \hline \text{× 10.98\%} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{1年間の保険料} \\ \hline \text{【限度額 66万円】} \\ \hline \text{（100円未満切り捨て）} \\ \hline \end{array}$$

○年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

※前年の所得金額により、所得割の控除額（最大43万円）が変わる場合があります。

## ■保険料の軽減

### ①均等割の軽減（年額）

- 軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和33年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 （世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額）	均等割の軽減割合
	令和5年度
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	7割
43万円 + (29万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	5割
43万円 + (53万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	2割

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える方

### ②被用者保険の被扶養者であった方の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減となります。(51,892円→25,946円)。

※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

## ■保険料の減免

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料の支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。